

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 における税制等の措置

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4月22日閣議決定）及び4月30日に成立した関連法等より、主な税制や助成金等の措置をピックアップして、概要をご案内します。

なお、本情報は、**令和2年5月12日現在**財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。ご利用の際にはご注意ください。



目次

新型コロナ緊急経済対策 税制編

P.1~4

納税が1年間猶予に（特例猶予制度）	1
テレワーク等に設備投資した中小企業には.....	1
資本金1億円超10億円以下の法人も欠損金の繰戻し還付が可能に	2
中止イベントのチケット代が寄附金控除の対象に	2
入居期限に間に合わなくても住宅に係る減税適用は可能	2
課税期間開始後でも消費税課税事業者の選択変更が可能に	3
中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減	3
影響を受けながらも新たに設備投資を行う中小事業者等の支援策	4
自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	4
特別貸付けの契約書に印紙は不要	4

新型コロナ緊急経済対策 助成金・給付金編

P.5~7

雇用調整助成金	5
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	5
持続化給付金	6
中小企業生産性革命推進事業	6
新型コロナウイルス感染拡大防止の要請に応じた協力金	6
日本にお住いのすべての方への給付金（特別定額給付金）	7
子育て世帯への臨時特別給付金	7

新型コロナ緊急経済対策 税制編

ほぼ全ての税目

納税が1年間猶予に（特例猶予制度）

所得税、法人税、消費税等、ほぼ全ての税目が対象。地方税も猶予されます。無担保で、延滞税もかかりません。

主な要件	令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）での収入が前年同期比概ね 20%以上減少 [※] し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した時等に一時の納税が困難と認められる場合
措置内容	無担保かつ延滞税なし で1年間の徴収猶予（印紙納付分等を除く全ての税目）
対象期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日 までに納期限が到来する国税・地方税

（※）不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として取り扱われます。



注意！

納税の猶予制度として、従来から「換価の猶予」や「納税の猶予」があります。これらの猶予制度と、上記特例猶予制度とは適用要件や内容が異なります。詳しくは、国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご参照ください。

なお、厚生年金保険料等や労働保険料についても、同様の特例猶予制度があります。

法人税、所得税

テレワーク等に設備投資した中小企業には……

中小企業によるテレワーク等のための設備投資が、**中小企業経営強化税制の対象に追加**されました。

主な要件	中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に記載されたテレワーク等のための設備 ^{※1} 投資をした場合 (※1) 対象設備…遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にするデジタル化設備（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）
措置内容	中小企業経営強化税制の適用 ^{※2} を受けることができる
対象期間	令和3年3月31日まで（現行制度と同期間）

（※2）中小企業経営強化税制で受けられる税制措置

設備の即時償却

又は

設備投資額の10%[※]の税額控除（法人税又は所得税の20%上限）

（※）資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

資本金 1 億円超 10 億円以下の法人も欠損金の繰戻し還付が可能に

資本金 1 億円以下の法人にしか適用できない「青色欠損金の繰戻し還付制度」について、特例により、資本金 1 億円超 10 億円以下の法人まで適用が可能となりました。

主な要件	資本金 1 億円超 10 億円以下の法人（大規模法人の 100%子会社等を除く）
措置内容	青色欠損金の繰戻し還付制度の適用
対象期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金

中止イベントのチケット代が寄附金控除の対象に

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを個人が受けなかった場合に、その金額分を“寄附”として取扱う特例が設けられました。

主な要件	文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合（申告の際に一定の証明書が必要となります）
措置内容	放棄した金額が、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象（合計 20 万円限度）
対象期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたもの

個人住民税の税額控除の適用も可能とする措置が講じられました。

入居期限に間に合わなくても住宅に係る減税適用は可能

新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅ローン控除の入居期限に間に合わない場合でも一定の要件を満たせば、期限内に入居したものとして適用を受けることができます。

①住宅ローン控除期間 13 年間の特例措置	● 令和 2 年 12 月 31 日までに入居 ➡ 一定の要件を満たすと、入居期限が「令和 3 年 12 月 31 日まで」に
②既存住宅を取得した 際の住宅ローン控除	● 既存住宅取得日から 6 ヶ月以内の入居 ➡ 一定の要件を満たすと、入居期限が「増改築等完了日から 6 ヶ月以内」に

個人住民税の税額控除についても同様に適用することができます。

なお、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置についても、令和 3 年度末入居分まで、②と同様の特例措置があります。



課税期間開始後も消費税課税事業者の選択変更が可能に

次の場合には、課税期間開始後であっても、税務署の承認を受けることにより、課税事業者を選択する、又は選択をやめることができます。

主な要件	次のいずれの要件にも該当する場合 ① 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの任意の期間（1 ヶ月以上）での収入が前年同期比概ね 50%以上の減少 をしたこと ② 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得たこと
措置内容	課税期間開始後における次の届出の変更が可能 ● 課税事業者 選択 届出書 ● 課税事業者 選択不適用 届出書
対象期間	令和 2 年 4 月 30 日以後に申告期限が到来し、かつ、要件①が生じた期間が存在する課税期間

この特例によって課税事業者を選択する場合には、**課税事業者を 2 年間継続する必要はなく、翌課税期間に選択をやめることもできます。**



注意！

個別に期限延長の取扱いを受けている場合には、当該延長された期限までの提出で承認を受けることができます。詳しいことは、国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」をご参照ください。

中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減

償却資産と事業用家屋の固定資産税、都市計画税の軽減措置。

主な要件	令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上が、前年同期間比で 30%以上減少※ している 中小事業者等
措置内容	償却資産・事業用家屋に係る固定資産税（都市計画税）の課税標準を次の割合とする ・ 減少割合：30%以上 50%未満…2 分の 1 ・ 減少割合：50%以上…ゼロ
対象期間	令和 3 年度課税分

（※）不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われます。

なお、令和 2 年度分は、1 ページの「特例猶予制度」をご参照ください。

影響を受けながらも新たに設備投資を行う中小事業者等の支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資する中小事業者等を支援すべく、固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物が追加され、適用期限も2年延長されました。



主な要件	中小事業者等が行った新規設備投資
措置内容	固定資産税の減額措置適用対象に一定の事業用家屋及び構築物 [※] を追加 (※) 事業用家屋…取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物…旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
対象期間	適用期限を令和4年度まで2年延長

特例率は従前と同様、3年間ゼロ以上2分の1以下で市町村の条例で定める割合です。

自動車税、軽自動車税

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車購入者に対する税負担軽減措置が半年延長されました。

主な要件	自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得
措置内容	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減
対象期間	適用期限を6ヶ月延長（令和3年3月31日までの取得分）



印紙税

特別貸付けの契約書に印紙は不要

金融機関等が新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けの契約書には、印紙税がかからないこととなりました（非課税）。既に印紙税を納付した方は、還付が受けられます。

参考： 財務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html
 総務省「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について」 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>
 国土交通省「（4月17日付事務連絡）新型コロナウイルス感染症に係る対応について」 <https://www.mlit.go.jp/common/001342992.pdf>
 厚生労働省「社会保険料の猶予等について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持すべく一時的に休業等を行った場合、**休業手当、賃金等の一部が助成**されます。**4～6月の緊急対応期間中**は、全国全業種の事業主を対象に、大幅な拡充や要件の緩和が実施されています。

主な拡充内容

- ・ 助成率引上げ（中小企業は5分の4、大企業は3分の2に）
- ・ **解雇等なしで、更に助成率引上げ**（中小企業10分の9、大企業4分の3）
- ・ 雇用保険被保険者ではない**非正規雇用労働者**、雇用期間6ヶ月未満の**新規学卒採用者なども対象**に
- ・ 緊急対応期間の休業は、通常の支給限度日数（1年間で100日）とは**別枠**
- ・ 自宅でインターネット等を用いた教育訓練も加算の対象に

更に、解雇等を行わず雇用を維持する中小企業に対して、**4月8日以降の休業等から遡って**、以下のとおり拡充されました。

更なる拡充内容

- ① 都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合
…**休業手当全体の助成率を10分の10**に
 - ② ①に該当しない場合でも、休業手当について60%を超えて支給する場合
…**60%を超える部分に係る助成率を10分の10**に
- ※ 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

問い合わせ先：都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

2月27日から6月30日までの間に、感染拡大防止のために休業した小学校等に通う子供の保護者の休職等に伴う所得減少を補うための助成金・支援金。

正規雇用、非正規雇用を問わず、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた企業	助成金	休業中に支払った賃金相当額※×10/10 （※）1日当たり賃金上限8,330円
委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合	支援金	就業できなかった日について 1日当たり4,100円（定額）

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（電話）0120-60-3999

持続化給付金

事業の継続や再起の糧としての給付金。医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など会社以外の法人や、フリーランスを含む個人事業者も給付が受けられます。



主な要件	事業者^{※1}が選択した令和 2 年 1 月以降の単月売上が前年同月比で 50%以上減少 (※1) 令和 2 年 4 月 1 日時点で、次の①②いずれかを満たす一定の事業者 ①資本金又は出資総額 10 億円未満 ②①の定めがない場合は、常時使用する従業員数 2,000 人以下
措置内容	法人 200 万円、個人事業者 100 万円を支給（前年の売上からの減少分^{※2}が上限） (※2) 直前事業年度^{※3}の年間売上－（事業者が選択した月の月間売上×12） (※3) 個人事業者は 2019 年

問い合わせ先：持続化給付金事業コールセンター （電話）0120-115-570 / 03-6831-0613

中小企業生産性革命推進事業

中小・小規模事業者の生産性向上を後押しすべく、特別枠が設定されています。

● ものづくり補助金 サプライチェーンの毀損等に対応した設備投資等	⇒	- 補助率の引上げ - 補助対象の遡及適用、対象範囲拡大 - 申請要件の緩和 等
● 小規模事業者持続化補助金 新型コロナの影響を受けながらも行う販路開拓等	⇒	- 補助上限額の引上げ 2 月 18 日以降の経費を遡って対象に - 概算払い（即時支給）の実施 等
● IT 導入補助金 事業継続力強化のためのテレワークツールの導入	⇒	- 補助率の引上げ - ハードウェアレンタル費も対象に - 遡り申請の実施 等

問い合わせ先：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業生産性革命推進事業 <https://seisansei.smrj.go.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大防止の要請に応じた協力金

要請期間中に休業等をした中小企業や個人事業主に対して、「感染拡大防止協力金」等の名目で資金を支給する地方公共団体があります。

詳細は、事業所等の所在する各地方公共団体へお問い合わせください。

「融資制度の案内」 実質無利子・無担保融資制度

新型コロナウイルス感染症に伴う支援として、『**3 年間無利子・最長 5 年間元本据置**』の融資制度が用意されています。＜問い合わせ先（電話）：日本政策金融公庫 0120-154-505、商工中金 0120-542-711、民間金融 0570-783-183＞

日本にお住いのすべての方への給付金（特別定額給付金）

家計への支援を行うために、一律に、給付対象者 **1人当たり 10万円** が支給されます。

- **給付対象者**：基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録されている者
- **受給権者**：給付対象者の属する世帯の世帯主
- **申請期間**：各市区町村における郵送申請方式の受付開始日から **3ヶ月以内**



問い合わせ先：特別定額給付金コールセンター（電話）0120-260020

この給付金に、所得税及び個人住民税はかかりません。

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、**児童1人当たり 1万円を上乗せ**する臨時特別給付金（一時金）が支給されます。

この給付金も、所得税及び個人住民税はかかりません。



上記以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対して、次のような支援策が用意されています。

- 国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等の減免、公共料金の支払猶予
- 原則3ヶ月、最長9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんへ支給（住居確保給付金）
- 緊急小口資金として最大20万円貸付。更に総合支援資金として、月20万円（単身世帯15万円）3ヶ月分を限度に貸付。償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除付き。（合計で最大80万円（単身世帯65万円）の支援）
- 授業料・入学金の免除や減額、給付型奨学金の支給（高等教育修学支援新制度）

参考： 内閣府「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」 https://corona.go.jp/action/pdf/shiensakugoannai_20200512.pdf
厚生労働省「雇用調整助成金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始します」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10259.html
中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業「持続化給付金」 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
中小機構「中小企業生産性革命推進事業」 <https://seisansei.smrj.go.jp/>
総務省「特別定額給付金」 <https://kyufukin.soumu.go.jp/>